

医政発第1106012号
職発第1106003号
社援発第1106004号
老発第1106007号
平成20年11月6日
(平成21年11月24日一部改正)
(平成22年10月7日一部改正)
(平成23年10月27日一部改正)

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長 } 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下「協定」という。)については、平成18年9月9日に署名され、同年12月6日に我が国の国会において承認が得られたところである。

また、平成20年10月8日にフィリピンの上院においても承認が得られたところであり、今後、両国政府間で交換公文が行われ、その30日後に協定が発効する予定である。

協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者(以下「フィリピン人候補者」という。)の受入れは、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れとほぼ同じ枠組みとなっているが、協定には、病院又は介護施設で就労・研修を行って看護師・介護福祉士試験に合格して看護師・介護福祉士資格の

取得を目指すコース（以下「就労コース」という。）に加えて、介護福祉士養成施設で就学し介護福祉士資格の取得を目指すコース（以下「就学コース」という。）が設けられており、両コースともに、今後所要の準備を経てフィリピン人候補者の受入れが開始されるところである。

そこで、フィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者（以下「フィリピン人看護師等」という。）の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、フィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的として、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のおり本日付けで公布し、施行することとしたところである。ついては、下記につき、ご了知願いたい。

記

第一 受入れの枠組み

一 受入れの趣旨

協定によるフィリピン人看護師等の受入れは、日本とフィリピンとの経済活動の連携強化の観点から、これまで我が国として外国人労働者の受入れを認めてこなかった分野について、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に受入れを行うものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応のために行うものではない。

また、本協定によるフィリピン人候補者の受入れは、協定で認められた期間内にフィリピン人候補者が看護師・介護福祉士の資格を取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的としたものであり、国家資格取得前については、受入れ施設が国家資格の取得を目標とした適切な研修を実施することが重要となる。

二 受入れ調整機関及び送り出し調整機関

協定に基づくフィリピン人候補者の受入れ及び送り出しを適正に実施する観点から、我が国においては社団法人国際厚生事業団（以下「事業団」という。）が唯一の受入れ調整機関として、フィリピンにおいては就労コースについてはフィリピン海外雇用庁（以下「海外雇用庁」という。）が、就学コースについては高等教育委員会がそれぞれ唯一の送り出し調整機関と位置付

けられている。

三 フィリピン人候補者の入国までの流れ

1 就労コースについて

- (1) 事業団は、フィリピン人候補者の受入れを希望する受入れ機関を募集し、指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件及び雇用契約の要件を満たす受入れ希望機関を選考する。
- (2) 海外雇用庁は、協定に基づき我が国での就労を希望するフィリピン人候補者を募集し、協定で定める要件を満たすフィリピン人候補者を選考する。
- (3) 事業団と海外雇用庁との間で受入れ希望機関及びフィリピン人候補者に関する情報を交換し、双方の希望を勘案して事業団がマッチングを行い、双方の同意を得た上で受入れ機関とフィリピン人候補者との間で雇用契約を締結する。
- (4) 事業団のあっせんにより受入れ機関と雇用契約を締結したフィリピン人候補者のみが査証を発給され、我が国への入国が認められる。こうした手順により、事業団及び海外雇用庁は、毎年、一定の時期に受入れ希望機関及びフィリピン人候補者の募集を行い、事業団が受入れ人数の上限の範囲内でマッチングを行う。
- (5) なお、フィリピン人候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とされており、雇用契約を締結する受入れ機関及び就労する受入れ施設を指定して在留が許可される。

2 就学コースについて

- (1) 事業団は、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れを希望する受入れ機関を募集し、指針で定める介護福祉士養成施設の要件を満たす受入れ希望機関を選考する。
- (2) 高等教育委員会は、協定に基づき我が国での就学を希望するフィリピン人介護福祉士候補者を募集し、協定で定める要件を満たすフィリピン人介護福祉士候補者を選考する。
- (3) 事業団と高等教育委員会との間で受入れ希望機関及びフィリピン人介護福祉士候補者に関する情報を交換し、事業団のあっせんにより受入れ機関が選考したフィリピン人介護福祉士候補者に入学許可書を発行する。
- (4) 上記(3)により受入れ機関の入学許可書が発行されたフィリピン人介護福祉士候補者のみが査証を発給され、我が国への入国が認められる。こうした手順により、事業団及び高等教育委員会は、毎年、一定の時期

に受入れ希望機関及びフィリピン人介護福祉士候補者の募集を行い、事業団が受入れ人数の上限の範囲内でマッチングを行う。

- (5) なお、就学コースにおけるフィリピン人介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とされており、入学許可書を発行する受入れ機関及び就学する受入れ施設を指定して在留が許可される。

四 入国後の流れ

1 就労コースについて

- (1) フィリピン人候補者は、我が国へ入国後、協定附属書8第1部第6節1の規定に基づき、日本政府からフィリピン政府に通報された機関（以下「日本語研修機関」という。）において6か月間の日本語等研修を受講し、この日本語等研修の実施期間中に、事業団による看護・介護導入研修を併せて受講する。

ただし、日本語能力が十分と認められた者については、6か月間の日本語研修の受講は免除され、入国後、事業団が1週間程度にわたって行う看護・介護導入研修のみを受講する。

- (2) フィリピン人候補者は、6か月間の日本語等研修（日本語研修の受講を免除された者にあつては、1週間程度の看護・介護導入研修）の修了後、雇用契約において決まっていた受入れ施設において就労しながら、看護師・介護福祉士試験の受験を目指した研修を受ける。

- (3) 協定上、フィリピン人候補者の我が国での滞在期間は看護師候補者にあつては3年間、介護福祉士候補者にあつては4年間とされており、この期間内に看護師又は介護福祉士資格を取得した場合は、在留資格の変更の手続きを経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で看護師・介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。

- (4) なお、フィリピン人看護師等が受入れ機関又は受入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手続きを経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。

2 就学コースについて

- (1) 我が国で就学するフィリピン人介護福祉士候補者は、我が国へ入国後、日本語研修機関において6か月間の日本語研修を受講する。

ただし、日本語能力が十分と認められた者については、6か月間の日本語研修の受講は免除される。